

「国民年金の学生納付特例制度」をご存知ですか

学生で国民年金保険料を納めることが困難な場合、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから保険料を納める「学生納付特例制度」があります。

【申請するところ】 本庁住民生活課または各支所住民課

【申請に必要なもの】

- ・ 学生証の写しまたは在学証明書
- ・ 本人以外の方が申請する場合は、印鑑（認印で可）

○前年の所得を確認する必要があるため、1年ごと（毎年4月～翌3月）に申請することとなっています。

○承認された期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば「障害基礎年金」が受けられます。

○学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。

○学生納付特例期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます（追納制度※）

※ 承認を受けた年度末から2年を過ぎると、経過した年数に応じて当時の保険料に加算のついた額を納めることとなります。

《問い合わせ先》

本庁 住民生活課：0859 - 54 - 5210

中山支所 住民課：0858 - 58 - 6114

大山支所 住民課：0859 - 53 - 3156

4月からの年金制度の改正点は次のとおり

平成16年度の年金制度の改正により、国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。平成18年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

○18年度の国民年金保険料は月額13,860円です

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円ずつ引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額13,860円です。

（参考）受取る年金の額は、納付した額の1.7倍以上となります。

基礎年金額の1/3（将来は1/2）は国庫負担です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担があることで、若者であっても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

○18年度の年金給付額は0.3%引下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月及び5月分）から年金額が変更となります。

○障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが年金制度上評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上のかたは、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

なお、併給を申請される場合には、選択申出書を提出していただく必要があります。詳しくは下記にお尋ねください。

《問い合わせ先》

ねんきんダイヤル

（年金被保険者）：0570 - 05 - 1165

（年金を受給している方）：0570 - 07 - 1165

米子社会保険事務所：0859 - 34 - 6111

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>